

氏 名	まつ だ とし ひこ 松 田 利 彦
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	論 文 博 第 537 号
学位授与の日付	平 成 20 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	日本の朝鮮植民地支配と警察

論文調査委員	(主 査) 教 授 永 井 和 教 授 紀 平 英 作 教 授 水 野 直 樹
--------	--

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、日本による韓国保護国化から植民地支配の終焉にいたるまでの警察制度の変遷および治安政策・警察行政の展開を明らかにすることを課題としている。この課題に沿って、本論文では、韓国「併合」、三・一運動、日中戦争期のそれぞれの時期になされた警察制度・機構の変革とその背景をほぼ明らかにし、それとともに、各時期の警察制度下における抗日運動対策と対民衆施策の輪郭を提示した。

第Ⅰ部では、日露戦争後から韓国「併合」にいたる時期の警察機構の制度史的変遷を扱った。日露戦争期に駐韓日本軍が打ちだした軍事的色彩の濃い韓国支配構想は、戦後になって初代韓国統監伊藤博文の掣肘を受ける。伊藤は、顧問警察を治安機構の中核に位置づけ、朝鮮王朝地方官吏の権力解体を進める尖兵とした。伊藤の治安構想の根底には漸進的併合論があったが、1907年以降の義兵運動の高揚と、その鎮圧のための憲兵隊の大量導入と権限強化という事態のなかで、漸進的併合論も修正を余儀なくされる。なぜなら、伊藤の戦略からは大きく逸脱するはずの明石元二郎憲兵隊長の構想、すなわち憲兵を地方末端へ展開し広範な職務を担わせる方策を採用せざるをえなかったからである。

1909年の伊藤統監辞任以後も、曾禰荒助第二代統監は漸進的併合論の後継者たらしめたために、韓国駐劄日本軍や憲兵隊と対立せざるをえなかった。同年末一進会の「合邦」請願の処理問題を契機に、併合漸進論の曾禰統監と寺内正毅陸相・元老山県有朋らとの食い違いが表面化し、その結果翌1910年初頭に曾禰が本国に召還されるや、寺内新統監とその周辺によって警察機構の再編が急速で推進され、文官警察（韓国警察）を憲兵隊に吸収合併した憲兵警察制度が韓国「併合」前に創設されたのであった（以上、第1章）。

この間、文官警察側では松井茂内部警務局長を中心にイギリス占領下エジプト警察制度の調査を行っていた。曾禰統監に提出された『極秘 韓国警察二関スル意見書』（1910年）は、地方行政官から警察を分離し、その指揮権を軍人に委ねる方式は、すでにエジプトにおいて政策的失敗であることが証明済みだと主張した。松井は、外国の事例に仮託しながら、憲兵主導の警察制度再編に対抗しようとしたのだが、憲兵警察制度の創設によって挫折に終わった（以上、第2章）。

第Ⅱ部では、このようにして成立した憲兵警察制度の構造、治安担当者の認識および地域支配の実態・民衆の心性などについて考察した。文官警察と憲兵隊を統合した憲兵警察制度において、二つの警察機構を架橋したのは、「憲兵の警察官職への任用」と「憲兵の普通警察業務執行」という仕組みだった。前者は文官警察官への指揮権を上級憲兵将校に与え、後者は1911年以降憲兵警察が分散配置をとり、日常生活への介入を強化していったことに対応したものと推測される。警察機構の組織原則の面でも朝鮮人支配の面でも憲兵が主軸をなす体制がつくられたのだった。

1911年の一〇五人事件前後の時期、寺内朝鮮総督や憲兵警察幹部は、国外の独立運動家の基地建設、朝鮮内に潜在する国権回復願望の危険性を認識し、さらに第一次世界大戦勃発以後は、新思潮の流入により社会が動揺するのを察知していた。こうした認識を反映して、憲兵警察末端では高等警察に重点が置かれたが、宗教活動への監視や朝鮮人教育機関に対する警戒と善導などの実態をみると、一定の政策的考慮や現場の裁量を組みあわせた施策がとられたことがわかる。また、憲兵警

察は、道路建設への関与、衛生事業、林野の保護などの行政業務にも従事しており、それまで国家権力の及ばなかった領域に近代的管理を導入する役割を果たした（以上、第1章）。

憲兵警察の民情調査資料である『酒幕談叢』にあらわれた朝鮮民衆の反応を検討してみると、確かに民衆は日本の支配を朝鮮王朝時代とは深く断絶したものと認識しており、「文明化」「近代化」という点に断絶の重要な一面を見いだしていたことがわかる。同時に民衆は、生活を直接脅かしたり干渉したりする施策には、鋭く反応し不満を抱いた。このような生活に根ざした防衛主義的な態度は直ちに抗日意識に構造化されるものではなかったとはいえ、「植民地的近代」の浸透が及ばない精神領域が維持されていたことは無視できない（以上、第2章）。

第Ⅲ部では、1919年に行われた憲兵警察制度の普通警察制度への改編についてその前後の経緯も含めて検討した。憲兵警察制度に対しては、本国陸軍省、朝鮮総督府の政務総監と内務・警察系統の文官官僚、そして原敬のひきいる立憲政友会の三者が、それぞれの思惑から不満を抱き、制度の改編を構想していた。1918年の原内閣の成立はこれらの勢力を合流させる契機となったが、1919年、朝鮮三・一独立運動の衝撃によって、ようやく警察制度改編が現実の政治課題に押しあげられ、憲兵警察制度は普通警察制度に改編された。

諸勢力が関わった警察制度の改革においては、「内地延長主義」という統治方針のモチーフを抱き続けていた原が三・一運動期に政権を取っていたこと、および、三・一運動を通じて憲兵警察制度の構造的問題点を陸軍指導者も認識するにいたったことが見落とすことのできない重要な前提である。と同時に、宇佐美勝夫内務部長・国友尚謙警務局警務課長ら総督府官僚が治安維持力の強化という課題を明確に把握し、かつそれらを改革像に投影しようと働きかけたことも注目されてよい。植民地的現実を政策に組みこんだのはほかならぬ植民地官僚だったのである。そして、その後、水野錬太郎新政務総監とその腹心の内務官僚出身の新幹部の手によって警察力増強が現実に進められていく。こうして、三・一運動期の朝鮮警察改革は、制度・人員増加・幹部構成のいずれの点でも他の時期に例を見ない大きな転換点となった（以上、第1章）。

在朝鮮憲兵の行政警察・司法警察への従事、移行期間における憲兵の普通警察業務への従事、憲兵の警察官への転用など、このときの改革にとまって出された諸法令を検討してみても、一部の先行研究が主張する「憲兵警察制度存続説」は成立しない。もっとも、軍事警察と普通警察のグレーゾーンおよび「国境監視」のような朝鮮憲兵隊特有の業務をめぐって、憲兵と普通警察の間で対立も存在した。しかし、1925年、総督府訓令によって憲兵の職務範囲が明確化されたことでこのような問題も解消され、警察制度の転換は最終的に確定した（以上、第2章）。

第Ⅳ部では、斎藤実総督が一九二〇年代に展開した「文化政治」期における警察の抗日運動対策および対民衆施策について検討した。「文化政治」期初期、警務局の認識においては、「朝鮮内」の運動よりも「朝鮮外」の抗日運動に対する危機感が圧倒的に高かった。しかし、大韓民国臨時政府（臨政）の活動の失速を主因として、「外からの脅威」への警戒感の中朝国境接境地帯の国境警備問題を別にすれば、おおよそ1921年初めまでに大きく減退した。これと反比例するかのように、朝鮮警察は朝鮮内の実力養成運動への関心を高めていった。既存研究のイメージとはことなり、「民族分裂政策」や参政権問題の利用という総督府新幹部の発想は、警察の実力養成運動対策にも反映されていた。内務官僚出身の総督府新幹部が実力養成論者を中心とする運動指導者に対し、時には直接膝をまじえ対日妥協への誘導を試みるという行動様式は、警察部門でも例外ではなかった。

1920年代後半になると、社会主義運動および新幹会運動が警察の最重要警戒対象として浮上した。朝鮮警察は、社会主義運動が集会、結社へと展開する1923年以降、強硬な弾圧路線をとり新たな治安立法の策定を求めもした。また、同時期には非合法的に朝鮮共産党創立の動きが進んでいることも察知しており、1926年の共産党検挙によって党についての詳細な情報を入手し一定の体系的理解を獲得した。しかし、1927年に新幹会が結成されると、新幹会各支会が各地域の運動体の結節点となって活動を展開していること、支会の会員に朝鮮共産党員が送りこまれていることに警察は警戒感を抱いた。1928年に実現した朝鮮における特高警察拡充は、このような朝鮮の治安状況を背景としつつ、本国の特高警察拡張に相乗りしたものであった（以上、第1章）。

以上のうち、特に1920年代前半の柔軟な実力養成運動対策は、この時期の代表的な警察官僚たる丸山鶴吉の思想と行動様式を通じて確認される（第2章）。

一方、三・一運動後の朝鮮警察は、これら抗日運動対策に限らず、一般民衆に対する面でも「警察の民衆化、民衆の警察

化」という新たな施策を導入した。「民衆化」は様々な回路を通じて地域民衆との接点を拡大し警察イメージを良好化させることを狙ったキャンペーンであり、「警察化」はそのような民衆を組織化し治安維持体制を補完する役割を担わせようとする試みだった。このような運動を本国から移入する媒介となったのは内務省から総督府に導入された官僚だったが、「民衆化」には朝鮮独自の状況に規定された施策がくみこまれ、また「警察化」についても本国の警察協力団体のような自発性を朝鮮民衆から容易に喚起できないという差異を生じた（以上、第3章）。

第V部では、1930年代前半の治安政策を扱った。この際、既存研究の枠組みと異なり、日中戦争期との連続性よりも1920年代後半からの継続性においてこの時期を把握しようとする枠組みを採用した。

1930年代前半期に入り、朝鮮警察は、社会主義運動に対してコミンテルンの指導による運動の左傾化および農村への拡散という新たな傾向を見だしつつも、特高警察人員の拡充や合法穏健運動への誘導の模索という20年代末期以来の対応策を踏襲した。他方、この時期に特有の社会主義対策として、農村振興運動と連携した啓蒙運動や団体的指導もみられた。また、この時期のいわゆる転向政策は、朝鮮人内部での合法運動・自治運動の衰退や「保護善導」団体の不振といった条件に規定され、警察の主導で転向者団体を組織することがほとんどできず、個々の警察官によるパターンリスティックな個人的指導によって担われるとの特徴を示した。

このほか、同時期には、満洲事変を契機とした反満抗日運動の発生にともない国境警備問題が再燃した。1930年代前半においては、国境隣接地域への集中的な人員配備と満洲国側への独断越境という20年代前半と同様の対策が講じられた。「満洲国」との国境警備上の連携強化をはかり、対岸「満洲国」側への越境警察活動を合法化させるという転換がみられたのは1930年代後半以降だった（以上、第1章）。

一方、所期の成果があがらなかった1920年代以来の「警察の民衆化、民衆の警察化」は、この時期の農村振興運動と結合し、末端警察官に行政への関与を促し民衆生活との接点を拡大させた（第2章）。

第VI部では、日中戦争を契機として本格化した警察の戦時体制化と民衆支配の実態について考察した。日中戦争期前後の警察機構の改編は、漸次的で数年のスパンをかけて進行した。朝鮮総督府では1930年代前半より総力戦を想定した警察要員の拡充計画の立案を進めていたが、実際に警察力の増強に着手したのは日中戦争期である。

戦時下、警察行政の重点は農村民衆への時局認識徹底という課題におかれるようになり、総督府の宣伝政策の主要な一翼として「時局座談会」が展開された。警察の時局座談会は、駐在所を単位に高い密度で展開されたこと、朝鮮の全人口を超える参集者を集めたこと、朝鮮人参集者から積極的に質問をすくいとり疑似対話的な場として機能させようとしたことなどの点で、従来の総督府の施策には見られない画期性を帯びていた。時局座談会における朝鮮人参集者からの質問から、日本への不信、マスメディアへの疑念、経済生活への危機感、およびそれらの集積としての戦争終結願望といった総力戦期の朝鮮民衆の心情がかいま見られる（以上、第1章）。

また、機構的にも戦時体制の構築を主眼とした変化が見られた。その代表的なものが経済警察の創設である。経済警察は、日中戦争勃発後、まったく新たに生みだされた部局であり、1938年11月の発足以後40年頃までにその人員は急膨張した。経済警察は、輸出入品臨時措置法・国家総動員法関連法令にもとづき統制対象を拡大させていったが、アジア・太平洋戦争期になると、生産・流通・消費の各段階にわたって食糧品統制に関与したり、国民徴用令や労務調整令などの統制法規を盾に朝鮮人の強制労務動員を管掌したりした。

朝鮮警察は、統制法令という法的強制力を盾に戦時経済統制・物資収奪に関わる様々な局面に関与を広げ、ついには戦時動員そのものの遂行機関という性格を帯びるにいたった。先にも指摘した戦時期の朝鮮人の総力戦体制への非順応は、経済警察に関わる側面でも、経済統制への朝鮮人の非協力と闇市場の拡大などさまざまな場面にあらわれていた。総力戦下において、朝鮮人の生活世界の最末端に手を伸ばそうとした植民地権力が到達したのは、そのような民衆の心性との相剋だった（以上、第2章）。

論文審査の結果の要旨

本論文は、大韓帝国が日本の保護国となった1905年から、日本の敗戦によって朝鮮植民地支配が終焉する1945年までの約半世紀を対象に、日本の朝鮮統治の中核的機構であった警察の制度的変化を政治史的に跡づけるとともに、警察による朝

鮮民衆支配の実態を社会史的視角から分析した詳細かつ膨大な著作である。十数年にわたる著者の朝鮮植民地警察研究の文字どおり集大成である本論文は、通常の学術専門書になおして600ページにおよぶ大冊であり、日韓いずれの学界においてもこれに匹敵する先行研究をもたない。

朝鮮植民地支配において警察機構がはたした役割の大きさについては誰しもが認めるにもかかわらず、警察そのものの研究はながらく軽視され続けてきた。従来の研究の多くが「朝鮮人民支配の武力装置」といった本質的規定を与えるだけでよしとし、具体像に迫るよりも警察の暴力性の暴露とその告発に力をいれてきたからである。警察組織の変遷過程とその政治的背景さらには警察が朝鮮社会に及ぼそうとした施策がいかなるものだったのか、日本の朝鮮支配の全期間にわたってそれを具体的に明らかにしたものは、本論文が登場するまで皆無に等しかった。その意味で、本論文は研究史上に画期をなすものとして今後ながく記憶され、スタンダードとして常に参照され続けるにちがいない。

本論文では、著者によって発掘された新史料や各所に散在する断片的データを丹念に集積して構築されたデータベースが縦横に駆使されており、いくつもの新しい史実の発見や新解釈の提起があり、通説への批判も随所に見られるが、もっとも重要であり、かつ本論文全体の総括ともなるべきは、警察制度・機構の大きな転換が韓国併合、三・一運動、日中戦争勃発の3つの時点で生じたとして、朝鮮植民地警察史を次の四期に時期区分した点であろう。

第1期は保護国時代（1905年～10年）であり、韓国政府に派遣された日本人顧問によって統制される韓国警察（＝顧問警察）、治外法権をもつ日本人居留民を取り締まる領事館警察、日露戦争時の軍政警察の系譜をひく憲兵隊の三系統が並立し、顧問警察の拡大をめざす文官警察構想と憲兵に警察の主導権を委ねる憲兵警察構想とが競合関係にあった時代である。前者は初代統監伊藤博文とその後継者曾彌荒助の漸進的併合論にそうものであり、後者は桂太郎・寺内正毅すなわち山県閥の即時併合路線にそうものであった。義兵闘争を鎮圧する中で桂・寺内の路線が勝利し、憲兵が文官警察を指揮下におく憲兵警察が定着するにいたる。曾彌が漸進的併合論者だったこと、警察顧問であった松井茂のエジプト警察研究を発掘し、それによって憲兵警察構想に対置される文官警察構想の存在を明らかにしたことが、著者の議論を支える根拠となっている。

第2期は韓国併合後の「武断政治」時代（1910年～19年）であり、憲兵警察制度の時期である。憲兵警察については多くの言及がなされてきたが、本論文は特異な警察制度である憲兵警察が「憲兵の警察官職への任用」と「憲兵の普通警察業務執行」という仕組みによって支えられていたことを明らかにした。前者は文官警察の指揮権を上級憲兵将校に与え、後者により分散配置をとる憲兵が朝鮮民衆の日常生活に介入することが可能になったのである。なお著者は、この時期に憲兵警察が密偵を用いて行った民情調査報告『酒幕談叢』を使って、日本の支配に対する朝鮮民衆の意識と対応を分析している。著者によって新たに発掘された史料であり、本論文を貫く史料収集の徹底ぶりをよく示す記述となっている。

第3期は三・一後の「文化政治」期から宇垣総督期にかけての時期（1919年～36年）であり、憲兵警察が廃止され、普通警察（文官警察）へと制度が大きく転換し、それが定着した時期である。著者が提出した新しい論点は、この時期になされた普通警察への改革が、保護国時代から憲兵警察に批判的であった統監府・総督府官僚の文官警察構想に系譜的につらなり、原敬内閣によって送り込まれた水野錬太郎以下の内務官僚によって主導されたものであることを明確にした点、憲兵警察と普通警察の連続性を強調する傾向が強い従来の議論に対して、その断絶性とくに憲兵警察存続説が成り立たないことを論証した点、さらに1930年代前半の宇垣総督時代を1920年代の延長としてとらえ、宇垣時代と1930年代後半との連続性を強調する議論もしくはこれをひとつのまとまった時代とみなす議論に対して、警察制度のあり方および警察の民衆認識からすれば、そこに本質的な変化は生じていないとして否定的な立場をとっている点、この3つにまとめられる。

注目すべきは、「文化政治」を担った警察官僚を代表する存在として丸山鶴吉をとりあげ、その朝鮮認識および統治論を分析しつつ、その背後にある日露戦後から大正デモクラシー期の内務官僚世代に共通する考え方を摘出している点である。

第4期は、日中戦争から太平洋戦争にいたる戦時体制・総力戦体制期であり、戦時体制下において普通警察が戦時警察化していく時期である。本論文では戦時警察化を象徴する現象として、経済警察の拡大に注目し、その増殖過程と経済警察を通じての朝鮮民衆の戦時動員、戦時統制の過程と実態が詳しく分析されている。戦時体制下の朝鮮における経済警察の組織と機能を正面から論じたのは、著者がはじめてであり、これもまた著者によって切り開かれた新しい研究テーマである。

いままで本格的な警察史研究が生まれなかった要因のひとつに資料的制約があげられるが、本論文の何よりも賞賛すべきは、現時点でおそらく最大限可能な範囲で史料の収集につとめ、あたうかぎりその制約をのりこえようとしている点である。

う。さまざまな場所に分散して存在する関連資料をよくぞここまで集めたものと思う。その労力と成果に対して満腔の敬意を表したい。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2008年1月11日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。